

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（プライス報告書を含む）資料関係第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 米国下院軍事委員会分科委員会調査団, 駐留軍労務者, 接収土地建物等借上料評価, 月額借料単価表, 軍用地 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43878

10.

C

伊江島關係陳

伊江鳥再謝西歸
伊江鳥再謝西歸
伊江鳥再謝西歸
伊江鳥再謝西歸

伊江島關係陳情書一覽

事體實無事，但人情有事。事體無事，人情有事，則事體實無事。

甲江村謝豆子作成の方へ贈る

(1) 地質地圖上之標記，其說詳見前文。

(2) 移動費は、やっと移動までの程度で将来の生活の足りない

（三）是死是活，之退之進，以水為基，即中國政治之基也。

三月十四日 善制立退給事中

（一）伊江村與謝西原邑六甲子合軍射場的使用便用通書二封
（二）伊江村與謝西原邑六甲子合軍射場長王國音折外十五卷
（三）伊江村與謝西原邑六甲子合軍射場的使用中止方 陳情狀
（四）伊江村與謝西原邑六甲子合軍射場的使用便用通書二封
（五）朱國校軍射場用地接收二封工事的申請書二件
（六）射場接收件立退教族の役住款及役金の連手書一助
（七）射場接收件立退教族の役住款及役金の連手書一助
（八）伊江村與謝西原邑六甲子合軍射場用地接收二封工事的申請書二件
（九）朱國校軍射場用地接收二封工事的申請書二件
（十）成方執掌之役住款及役金の連手書一助
（十一）周徐良加固退住地二移動（本達狀付于中止方 陳情狀）
（十二）施設之役住款及役金の連手書一助（是年十一月）
（十三）空軍射場用地接收件二封工事的申請書二件
（十四）直謝西原邑六甲子外五卷（大正六年六月）
（十五）伊江村與謝西原邑六甲子合軍射場用地接收件二封工事的申請書二件
（十六）直謝西原邑六甲子外五卷（大正六年六月）
（十七）伊江村與謝西原邑六甲子合軍射場用地接收件二封工事的申請書二件
（十八）代替地主一人五〇件五元
（十九）役住款及役金の連手書一助
（二十）暫定生徒保障費各項額可

- (4) 以上的条件が受け入れられない場合は、接収地に対する事務

(用) ここで直ちに後界通り地主に農耕せらる。

九 沖縄連携議(四・三)参考の為送付され
通じ補償として莫大たる

(4) 開港法規を制定して貰いた。

伊江村真謝、西崎西区にて漫留場土地接収に伴う要
参考事項(三・二)田 球江村幸(参考)

伊江村真謝、西崎西区にて漫留場土地接収に伴う要
参考事項(三・二)田 球江村幸(参考)

伊江島、伊江泊の土地取上に立退中止に関する決議(五)

伊佐共、伊江島の事務が用ひ若び起立水のため付表

伊江村真謝、西崎西区にて漫留場土地接収に伴う要
参考事項(三・二)田 球江村幸(参考)

伊江島は伊江島の事務が用ひ若び起立水のため付表

を補いで頂いた。

決議事項の実施方針とし要事項(四・三)球江村幸

地主大会決議参考

伊江村真謝、西崎西区にて枚浦葉(三)田 球江村幸

(1) 地代の差額を政府で補償して貰いた。

(2) 用墾地より收入が零となりて生活扶助を統合して貰いた。

(3) 荒蕪地解消助成金を交付して貰いた。

(4) 地外の土地は消費支障を除いて、すなはて自由耕作を許して貰いた。

(5) 土地取得希望者は軍用地代を額定銀行から融資を頂いた。

(6) 十戸の立退家族が宿屋附近に移住で手配可

(7) 家屋修理費用を同様に支給して貰いた。

(8) 用事にかかる費用を總額で支給して貰いた。

一九五五年三月十一日草より伊江村長の通告文等

合衆國の部隊は平和的友好的部隊であります。

今まで慣用としていた本島を離れて以つて琉球島に通ずる係

設保全を与える所が目的であります。

軍の來島の目的は宣傳か宣傳知識の處の立派の境界線を設立す

それで此の設立された事は危険の印か説けられます。そして如何

する所であります。

左記の事項は村長さんから御説明にて通音はれそして兵處に誤解の無き

様充分ある趣意を乞ひ申す。

村長は主張用紙アメリカ合衆國にて敵行為と見られるやうな

村長は村長在此の上事をお感じて下さいと語りして村氏に改直され
れを移動しない限りは飯糰にて主に米露を以つて居ます。

第五項
村長は元る事既からひるに戒書の景に合衆國軍が工事をしてい
て沖縄に移達されて本島の施設を守ることを防ぐ事と云ふ事です。

第六項
村長さんは斯の如き命令等にして米合衆國の事に力するトウ田民
に通告して下さい。

第七項
村長さんは五年坂道地蔵院に居住するが家庭は活動されてゐる。

以て連絡の結果のものとの検査等をやるがために此の事です。
差しも出来ぬ事は御理解して下さい。また本島の事は御理解して下さい。
村長さんは本島に在りて本島の事は御理解して下さい。

此の次にこの方か事じとりた所のものは並に本島が運動會
を主催します。

現地域内の施設を備設立後十ヶ月間最少限一日游子事が
必難です。今後本島に於ける事は貴重なとて非常に重要なもので
出来ます。然して本島立場には眞の内地に日本入出する所の計画が

空軍は余糧材料を手えて本島の施設も空軍は既に水道設備の用
に進するよう少限度當初のまゝにとります。本島は設置して五年
村長とは何事も難で此の上事をお断りする人は即刻に逮捕されそし

て第三項
空軍は既に主張区域以外の公用地を那覇地盤としてます。型軍は機動の
便許つて本島が機動進入する所の足の廻路並に所有物を機動運送
者しも性民が平和的な運動請願を支拂うるには左記の如き型軍の
事がござります。

第五項
合衆國軍は運動してない事は本島の施設上物件の補償金を支拂うる意
を専念であります。

これにて皆様に御見しめた所の運動を免る事請うて本島は從前
若しも貴殿の住民が心から平和的に運動するとは合衆國軍は從前
が尊重するとしてお許し申す事です。

第五項
合衆國の部隊は平和的友好的部隊であります。
これまで慣用としていた本島を離れて以つて琉球島に通ずる係
設保全を与える所が目的であります。

次に申す事は村長は区民に知らして理解せしめて下さい。

危険地帯から移ると謂う事は本島の居住地の、自身の保

此の工事に皆様が協力すると云う事は貴様自身の較善の利となるのであります。

今から工事が完了する迄は村長さん真懸念です。そして又住民の皆様住む場所は走非共設直なれども此の今までの凡ゆる景況就いて説明しましたが如くな用意がされております。

3 2 1 指定された地域内にある住民は必ず移動せなければなりません。

そして有しも住民が充分な理解を以つて此の半袖的請圖を受理した場合に約束された援助に足りることであります。

これまで終りであります。

我々としても今まで树立せんに對して黙々として援助して下さりまことにこれは住民の御協力に対する感謝致します。

は大蔵大臣から此の問題が開運する所の凡ての人の爲に住民が此
現地域内の溝渠を溝すに國に家に帰る船に入りたる場合は五千
せん。まことに住民が平和的移動計画を実行したる場合は五千
として住民は五子貢地内に凡ての運送物を支うが爲めに船員自身
は大蔵大臣と住民が平和的移動計画を実行するより前に
着しる後半が半額の移動計画の運送料と見らる。それで五千
は昌長大臣は必ず此の小必用が困難な事で止むを得ない事である。
而も湖水航行する事で半額の運賃が支拂ふべき事である。
そして各民族が如何するかと云う事は本來の事である。
此の候の件に興味のある人々は此件を申請する事で済んで下さい。
車を走してなく旅費を支る次第であります。
余裕あります。

要するに、新規の不必要物資が寄与されること。(イ)移住者のために給水の便
が与えられること。(ウ)住宅敷地の跡からは空軍によつてされること。
この計画は始め村長や伊江島村土地委員会の承諾を受けていたものだ
が一部の少數の住民はこれを反対し他の島民の間にも不満的な空
気が生まれたのである。

最大限度の安全を保証するのである。江島に安全部隊が爆弾投下演習を行ふ為に島民に
境界線を設置する目的は同島に空軍が爆弾投下演習を行ふ為に島民に
當局スボーツマンに依れば「軍とては伊江島以外の地帯を選擇
されず、斯くてはこの計画は試に当を得た決定と確信してゐる。且琉球列
島を如何ぞ外敵からでも完全に護ることを保証する為には此の地帯
が不新式爆弾によつて行われる爆弾投下演習には住民の安全が最
も重視されていて、伊江島が離はれ在大島本理由は同島が全ての必
要な技術的条件に最も適宜を備んでおり且つ他の何處の地帯より
少数の住民が移住する事に決してある」と指摘している。

尙ほこの地帯のマスタークラス(総合計画)に指定されてゐる所で
士官の交渉は一九五四年八月以降琉球政府、民政部、土地管理官及び
伊江村当局の間に行われて來てゐたものである。その後伊江村長
使用を止めているものである」と。

十九カ一の土地の移転や要するのみである。空軍は以前この地帯を
この新しい安全境界線や設置するにあつた五十戸の家族の移住と約九
ヶ現在までは地主等の居住や耕作不耕作で許可していいたものである。
あり、空軍は一九五十年以來その地帯の地代を支払つて來てゐるもの
の無い安全のマスタークラス(総合計画)に指定されてゐる所で
十エーカーの土地の移転や要するのみである。空軍は以前この地帯を
伊江村当局の間に行われて來てゐたものである。その後伊江村長
及び伊江村委員会が移住計画を提出した。空軍はこの計画の履行を
面にて空軍側より提出された計画は(イ)地主等は彼等が移住する前に居
か所有の地代を貰ふこと。(II)その以前に居た所有地に施した改良
工事の費用は貰ふこと(IV)移住地を元の地と同様に又はその他のよりも
大々的の援助は空軍が与えること。(V)新しい住宅敷地を改良するのに
に満足するが與えられること。

接
元

o

- 一、十三戸の移動家族十七名並に全耕地を接収された全家族に対する告示額
及び第四号生活保護法(一九五三年五月五日立法第五十号)第六条第一項及
二、五十%以上の土地を接収された全家族に対しては第一項の該當者に対する
三十%の分量を支給すること。
- 三、移動家族に対しては飲料水並に使用水に支障をきたさぬ様其の運送を認む
四、移動家族に対する恒久解決決定される途の間泰風、暴雨、暴雷に備え
る家屋を与えること。
- 五、移動者並に全耕地を失つた者に対するは家畜の保護施設と其の飼料等の供
給を考慮すること。但し五十%以下接収された者に対しては其の事情を勘案して
六、恒久対策が決定される途塊塲行政府は責任をもつて以上の諸事項を総括的
に実施すること。
- 七、米庭田軍は柵内の耕地から甘蔗、馬鈴薯、野菜類や薪木を公然と取り去り
ているからこの行為を即時中止させること。
- 八、土曜日、日曜日にもかわらず米兵は柵内の畠地廻辺において弾薬を乱射
している為、稼作物の収穫が全然不可能ですから即時中止せること。
- 九、放牧場内の山羊を毎日夜直にて射殺しているのである行為を即時中止さ
せること。
- 十、漁船ぐる舟に向つても射撃し、穴を開けていたのである漁舟の中止させ
ること。

一九五五年三月二十三日

立法院軍用土地特別委員長 大山朝常殿

伊江村真崎地区主任代表 阿波根昌

謹

- 十一、漁船内の島に対するその最後的解決を見るまで船対に損壊しないこと。
十二、漁船ぐる舟に向つても射撃し、穴を開けていたのである漁舟の中止させ
ること。
- 十三、漁船ぐる舟に向つても射撃し、穴を開けていたのである漁舟の中止させ
ること。
- 十四、漁船ぐる舟に向つても射撃し、穴を開けていたのである漁舟の中止させ
ること。
- 十五、漁船ぐる舟に向つても射撃し、穴を開けていたのである漁舟の中止させ
ること。
- 十六、漁船ぐる舟に向つても射撃し、穴を開けていたのである漁舟の中止させ
ること。
- 十七、漁船ぐる舟に向つても射撃し、穴を開けていたのである漁舟の中止させ
ること。
- 十八、漁船ぐる舟に向つても射撃し、穴を開けていたのである漁舟の中止させ
ること。
- 十九、漁船ぐる舟に向つても射撃し、穴を開けていたのである漁舟の中止させ
ること。
- 二十、漁船ぐる舟に向つても射撃し、穴を開けていたのである漁舟の中止させ
ること。

品目	一頭に付一日分の飼量	金額	一日の合計金額
牛、馬	一五斤	一斤四十五〇	八九五〇
いも	一五斤	一斤四十五〇	八九五〇
バカラス	三斤	一斤四十五〇	八九五〇
塩	〇五斤	一斤四十五〇	八九五〇
豚	二十斤	六〇〇	一〇四〇
水	一三斤	一斤四十五〇	八九五〇
鹽	一斤	一斤四十五〇	八九五〇
砂糖	三十石	一五〇〇	一〇四〇
トマト	三十石	一五〇〇	一〇四〇
(飲料水貯藏用の空樽)			

十三 棚内から取扱ふる農作物を本部蔵の店舗にて販賣する事。
や酒と交換してゐるので、このよりなることは止めさせること。

一九五五年三月二十四日

立法院軍使土地特別委員會

大山

行政主導

二

二 家畜飼料の支給 食料の支給日、廿年（最高標準）をもじて家原島に於
して支給するから實際上、余ることある。この期余金を飼料費に當てれ
ばよ）。なお、柵内の作物も収穫できるから、これでも補える。

伊江村立選舉主計委員會 時指揮令

本院軍使用地域特別委員会は、一九五五年三月二十四日の委員会にて、伊江村立退地主に対する臨時措置として、左記の通り実施して頂

四 庄居用仮小舎の建設 奇蹟により解決されると思ふが、若し天幕の延期
か不能な場合、政府が責任を持つて住居用仮小屋を作らる。

五 家畜用仮小舎 古賀村を使って、村民の協力の下に仮飼育場を作る。これに対しては、現金一戸当たり五百円の計六千五百円を支給する。

左の件迄急ぎ現しで頂戴いた

これに対する現金一戸当たり五百円の計六千五百円を支給する。

か不能な場合、政府が責任を持^て住居用或小屋を竹で家畜用或小舎古資材を使つて、村氏の脅力の下に或銅骨場を作。こ

四、庄居用汲小舎の建設 奇蹟により解決されたと思うが、若し天幕の延期

天幕の貸与期間延長 四月八日まで延期するよう指示してある。もしこれ以上必要な場合は(註)で此期方を交渉する。

○五三〇 本邦の作物と取扱い方と栽培法とその病害と、これによつて補えども、

三 家畜飼料の支給 食料の支給は、卅年（最高基準）をもつて家賃に添

• 100 •

全
家畜用仮小舎の建設

三 天幕の貸与延期

二、六 水の運動費の支給

左の件を急業現して頂いた

記行政府IC勧告するべし

にて、伊江村立退地主に對

立法院專使用地特別委員會
伊江村立退場主義

行政主席此嘉秀平

(11)

水は、一時政府の子備官流用の神戸で貯蔵して貯てらが。今之生
活保護と同時に打切らぬ。現在は、飲料水に依頼してら。道支路の端
ハ溝の水や、道路から流れる水を集めしてた泥水をアラム缶に入れて、
こして飲んでらが。三月十四日山口へ向へ溝の水は、衛生的に行へ
腹痛や二指幅患者が増えてら。部落から水115000米程西方へ中から水
の源にてる場所がある。水不自由を感じてらる真謝の人々は、今
までも山へ水を汲んでらが。旱魃の時は此地から飲料水を補給してらが、
今、米軍が金網を張つてらが、歩哨を立てるからは水行けないが。

真謝区民の生活状況

。先哲所著之書，如《周易》、《左氏》、《公羊》、《谷梁》等，皆以「義理」為主。

真熟区域の生産状況

伊江木長謙区譲、查報告

五四 三二 一
代醫地ニシテ
生活保護状況の件
眞鍋皮員の件
叶々が法

伊江島にて調査團は、先づ、伊江島在の高級士官補助員を訪ね、
保護の実施状況を聴取し、午後二時、立退十二戸(十三戸)のうち、一戸は被
害者(移動)の実情を聴取った。暴食の生活状況を聴取するのも、そ
の重実は、被保護者の生活状況と然らず、他の生活状況との比較において、そ
して規範が終つた後、調査團は部活動事務所へ入るべく、部活動への復讐金を持ち
て着用料を支拂つた。また、補完の必要上、帰郷北部福祉事務所へ立寄り、福
祉事務所の係員は実施状況を聴取した。

兼次、大曾根（弓）河、行政主席、副主席、法務局長へ今見し、伊江島の立退
部落民へ住居困難者へむりづけにてて、現在住生活保護法ハシルの補助
が打かられてらひゆ、行政府は、保護該當者ハナヘイテは当然保護を実施す
べく、行政府は、行政主席、法務局長へ、行政保護法の最正規化による保
護法より無差しにて、現在真對区大連市〇一九〇年十一月三十日付
（衆議院）へてからくと、二、三、四、他の世帯へおこし、と述べた上で、行政保護法の適用を受ける
ことによつて、行政保護法の適用を受ける件の事件の発生する事実を明示した。

生活扶助

生活保護状況

生活者は不安である。

元之以是舉其一持不休用刀隨處取水亦力氣大也

（三）在本校讀書的學生，其父兄親屬在本校讀書者，得減半交納學費。

眞野部藩は、海で生計を立て、生活の裕福な江戸の、戦前最後まで接駕前から引続保護を受けていた眞野区の校保護者の氏名。保護

うち五十七名の病人を出でて健康改善して立ち直りしている。

かの何ともないの、仕方なく、自らの力で仮小金を作つていい。仮小金
対しては、政府の予備費から、通常の扶助額にともない扶助金を支給す
は、土壁に青の屋根で、漸く風を防ぐといつた程度、人家へ立つ國では
ぐ、普通の農家へ是が要である。

(三) 土地接收の

(川) 伊江小學校の調查によると、児童の体位には、坐、立、臥、が掌
握され、別添資料一を参考して便りだ。

平均体重は、久居、早良、久喜、佐々木、吉川の5ヶ所の測定結果によ
る。そのうち、大方が塙か味噌で、塙もみの野菜は、上の部たどり立つ。
また足重も、手か糸程度の重さで、手か糸程度の重さを多く持つて
いる。O.O.11kgと減るがこの間では、又、歩行歩数が減少する量
が見られる。即ち、せきの弱者の足重が、田中よりのものより用意の
平均O.O.11kgからO.O.11kgへと増えてここに止つて、児童の足の負
担が増えてくる。田中よりのものよりの足重が増えてここに止つて、
児童の足の負担が増えてくる。田中よりのものよりの足重が増えてこ
れまである。

中学生の場合、略々同様のことがいえらが、小学校は概ね、

度が熱いハハコ、ヒトコ、ヒキコの標榜である。

通用荷物は大抵は日用品で、衣類等の他のものよりも少く入る。

(川)

(3) 立法院議院調査團の金部(大ノ連帶)が保護該問題である。もぐもぐは
明するであらうか、立法院調査團の視察した限りでは凡そ決算のところ
すらやつてないからである。いつぞ調査干所は該當者であるか否かは判
結論が生收である。

現在保護を受けたる連帶と保護が受けられない連帶とは、生活状況に大
きな差異が見られながらである。即ち、前述したように、部落全體の
生産は部落全體のための貢收、而し、その食糧すらが今日では既に消費
し尽りて部落全體が飢餓に苦しんでゐる。11月11日、部落全體を保護
該當者として該當するに充分な理由ではなかろうか。

調査の結果、病人の多くが判明しにので行動を止めつづけた。
生活扶助はまだ行っていないが、通常扶助を行なっている。これは、精神科医の立場からして、この問題は、立派な精神病的問題である。精神科医は、立派な精神病的問題である。精神科医は、立派な精神病的問題である。

(二) 教育扶助
七月分 七六名 未履 史 (総合調査以後)
社会局長名で西暦九日付で「適用地關係者についへは、生活保護法による医療扶助の取扱いに准じて、整理するよう」と指示があつた。

(三)

三月一

(二)

(五) 伊豆村職在高崎福祉主事補一調査する山下町から指示書が来た。この件は行わぬがかった。その理由を聞いてみると、自分へしては、福祉課から安次郎主事補が調査に来たし、又食糧課が秉りへられて居たのであるが、今度は、保謹課のものであって重複しておらぬからである。そこで福祉課から指示書が来たが、この件は既に調査が済んでいたが、この問題は、自分でして最も積極的に取扱調査す(甲)た(乙)と想つて取扱調査を躊躇した。北部福祉事務所へは連絡しだが、向うから指示書が来た。今まで、どなたかと云えば申請に基く調査が済んでいたが、この問題は、自分でして最も積極的に取扱調査す(甲)で(乙)で111件相当(当)。書類整理だけでも手一杯で、取扱調査の余地が無いのである。この件で調査で手一杯だ。

(2) 行政府は「生前保護法の廢止実施はしている」と明していふにせぬか
かわらず、右へ見たまゝに、土地接収關係者がなんら保護を受け得てない
ところへは、い收の關係者も保護該當者と看做はれぬからである
とか。そして11月11日、行政府が調査の上認めたところだがつつか
か。先づ、政府が調査の上で一概に認定しか否かハハハハハハハハ
は、立退部落の実態調査の際、社会局福祉課から調査員を派遣したが、
一收は、保護を用始めるための調査ではなかつた。保護を実施するため
の調査は、伊江村駐在の福祉事務官によつても、北部福祉事務所自体に

(2) 代管地は、必ずしも眞謝区民のために耕作を奨励したのではない。
「更に、政府は眞謝区民のために耕作を奨励したのである」と、農耕地であるといふことは、眞謝区民のためであるといふが、農耕でなければならぬのは、眞謝区民のためには耕作を奨励したのではない。これは、必ずしも眞謝区民のためには耕作を奨励したのではない。
西江上のナナヤカ(水軍)に雇ひで勤めて貢つたものだ。現にその地区主連は、既に植付を始めている。政府が農耕可能だとしていふ土地は、大方そんやせのだ。従つて、やのせの土地は最新で新しい石塊たる土で、代管地として日本受入人が難いのだ。
西崎は代管地を賣つたとらつた、「此の自分の所有地を鋤(ハサキ)をして賣つたのです、代管地ではあります」。
調査団は、代管地を奥地(アツチ)に視察しながら、進へ農耕不可能であるとして意見に一致した。

卷之三

伊江村真謝又は調査した後、調査団は横島次のところに滞留不許と申す。即ち、行政省は「生活保護法規に違反せしむる」ことによって、「伊江村真謝又は調査」が明かにされた。果、行政省は「生活保護法規に違反せしむる」ことによって、「伊江村真謝又は調査」が明かにされた。

(六) 地主の請合するところより之が如き。行政村は、十万坪を鏑木起
したといふが、實際には六万坪しかない。この土地は土が五寸位しかなく
飛行場を作ら際は表土を取出したのであるから、農作物を植えつけ
る二八の分なり市士であり、二九が廬の丘塊や表面の石塊で二八合
てこのべ耕作地は土持不するだけでも二年はかかると海高農務課
で云々。板倉の土地が耕作ではたしてしても、生産が少く、収支相
償つてのではなく。被災地の被災があるべきの余ての人が農耕する
所が格別、二八を付けて生産しておきする所では、二の土地
は多くは川を横断してゐる。流入の水は廿二年もかかって成東村の川

三 地替代

三月	一大四用	一
四月	七九用	二
五月	二九用	三
六月	三一八用	四
七月	九四用	五
八月	九四用	六
九月	九四用	七
十月	九四用	八
十一月	九四用	九
十二月	九四用	十

行 + (4) 行心

才入之(各件)事件少(切)行(讀)。生治保護法之基人出病醫之術

(九)

土地接收部落生徒実状調査(伴江小学校)

1 各区別児童について

区分	在籍者数	土地接收地児童			
		100%	100% 50%	50% 以下	
東江上	172	0	0	0	1
東江前	139	0	0	0	0
阿良	109	0	0	0	0
西江上	124	0	0	0	3
西江前	114	0	0	0	0
川平	182	0	0	0	0
真謝	47	7	18	5	10
西崎	118	0	21	20	19
計	1005	7	39	25	33

2 各区別出席状況

区分	前半出席者			本年度出席者				
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
東江上	93.90	98.19	99.29	99.11	98.92	99.72	99.77	98.58
東江前	97.54	98.89	99.32	99.16	99.71	99.73	99.68	99.66
阿良	94.33	98.85	99.54	99.71	99.02	99.39	98.74	99.53
西江上	95.30	97.03	97.98	98.16	98.73	98.73	97.84	95.20
西江前	97.46	97.95	98.76	99.71	99.67	99.33	99.65	99.36
川平	96.70	97.10	97.34	97.70	99.30	98.53	98.09	97.83
真謝	89.05	94.37	93.94	96.15	94.50	89.91	87.68	92.62
西崎	93.44	94.38	92.30	97.35	98.59	94.03	96.75	93.47

*個人別の立派児童について別表

3 学用品調査

A 全校及び両部落で教育扶助を受けている児童数

区分	東江上	東江前	阿良	西江上	西江前	川平	真謝	西崎	計
児童数	11	9	10	7	2	12	3	6	60

B 教育扶助を受けていふ児童中学用品が不足している数

	東江上	東江前	阿良	西江上	西江前	川平	真謝	西崎	計
教科書	36	27	24	26	26	31	40	29	
帳面	27	21	29	19	19	15	28	27	
鉛筆	0	0	0	0	0	0	0	0	
消ゴム	11	8	12	4	7	9	11	13	
筆入	8	6	4	5	3	2	9	7	
タバコ	3	4	7	2	1	1	7	4	
鞄									
その他									

C 教科書貸与児童数の部落別調査

	東江上	東江前	阿良	西江上	西江前	川平	真謝	西崎	計
貸与児童数	11	9	10	7	2	13	3	6	
貸すと残す児童数	12	9	8	8	4	9	33	12	

児童体重調査

区分	東江上	東江前	阿良	西江上	西江前	川平	真謝	西崎	
増加量	0.47	0.61	0.42	0.3	0.2	0.81	0.2	0.54	

計単位はkg

5. 服装との他の状況について

学校における服装は一見特に見当りがすまといふことはないが着替がふいために、雨に濡れると欠席する場合があり、家庭に於ては過襟をまとめていき状態である。

6. 犬持参状況

A 通学距離が遠い關係で他の児童が犬寺を持参はいいとしても立派以前は犬寺を持参していたが、四月中旬以後は沿人と持參(ばい)。最近直接護金食糧支給が来たので犬寺持參するようになつた。

B おおむね沿人と持參(ばい)。持參するものは爐か生味噌程度で野菜に爐をもんだ料理が最もものである。

7. 学習の問題

毎月国語、算数のテストを実施しているが、各区分別成績は次のとおりである。

国語、算数の平均表

	東江上	東江前	阿度	西江上	西江前	川平	奥津	南崎
前年度	63.7	63.85	59.25	65.35	73.1	62	55.8	59.25
本年四月	64	62	65.5	66.5	65.5	63	63.5	52
"五月	64	65	66.5	58.5	58	61	70	55
"六月	60	62	63.0	54.0	57.5	54.5	54	54
"七月	62	63.5	65.5	53.5	55.5	56.5	55	46

文是児童共育会の効率性を痛感し、万難を排して勉強し、ければいいといふ意味が高まっている故が前年度に比べて向上している。体態の解決がおくれていいため最近の成績が低下しているのは憂慮すべき問題である。

8. 児童父母の学校に対する態度

教育に対しては熱心であり、協力的であるが、PTA費、公用島代等は殆んど納入出来ない。最近に至っては子供の教育に対する考え方などが出来ないといったような憂慮すべき事態である。

9. 教師は子どもの問題に対して児童にどのような指導を行なうか。

A. 土地問題は感謝、面接のみの問題でなく全住民の問題であるから全住民が協力なければならぬ。

B. みんなで協力して団結する友達を助けて行こう。募金をして公用島代にする。

C. 苦しくなったからといって泣いて感情的にふつたりして困る考え方を超えてはならない。学校には無理して出て来て勉強をする。

D. 近日中にまとめる方法が講じられるだとうから希望を以て勉強する。

10. 他部落の児童は本部落の児童にどのような態度をとっているか。

A. 同情的で親切である。犬寺を持參(ばい)友達にはけんかで分けあう。

B. 教科書代はみんな他部落の児童が支払っている。

11. 学校における児童の精神上どんぐ影響が現われているか。学校における交友關係や行動面においては、特に大きな変化は見られないが、作文等の中には疏遠親善についても憂慮すべき考え方でいるのでは、いかと思われるようるものがある。

土地接收部落の生徒実状調査(伊江中学校)

1. 学校において児童、生徒の精神上どんく影響が現われているか
 1. 作文中に反米的、思想が現われている。
 2. 勉強に熱心に扱う。
2. 児童、生徒の児童に対する態度
 1. 学内の童心性を深く認識する。
 2. 他部落の児童生徒は接收部落の生徒にどううる態度を示しているか。
 1. 生徒会を中心として自主的に物心良面から援助している。
3. 土被学校への進学状況
 1. 真説(道)希望者三人は土地接收により進学を断念するの止むぶきに至る。
 2. 真説、西崎、西部落の生徒の弁事について
 1. 午前は芋田、五箇程度 ウドン、ソーメン等で朝食を摂る人が多く、持参者はミソ、ラッキョウ等のわざかのあかすりである。
 2. 中食を持たない生徒は平均三四人程度であり持参しない場合は早退をしている。
 3. 児童、生徒の体位について
 1. 生徒の体位は著しい変化は認めないが時々腹痛や発熱などの生徒が見受けられる。
 2. 頭、顔色もとろろく、明郎性欠く。

八月二十九日 レントカン撮影と実施する

(名)	土地接收部落の生徒出席状況比較						
区名	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
川平	95.80	96.48	96.48	98.39	97.79	96.59	94.62
真説	95.04	96.38	95.38	95.32	86.76	89.89	73.56
西崎	92.38	94.53	93.43	91.54	76.53	76.21	70.47

備考：以上より明らかに土地問題が生徒に及ぼす影響は大きいので早期に解決して頂きたい。
武装兵による強迫や、手銃や、食糧で困らげ手を奪ひさせようとする非紳士的措置はいかでもっと平和的で、解決の方針はいいものがお互いに人权を認め合っての接渉をすれば解決は早くふると思う。つまりアカサイ集団では大事な土地の問題の解決は無理だと思ふ。